

フォークリフト売却共通仕様書

この共通仕様書は、今回のすべての売却車両に関し共通に当てはまる事項について記載したものです。個々の車両の詳細については別紙「個別仕様書」をご参照ください。

1 売却車両・予定価格・仕様 別紙「個別仕様書」のとおり

2 引渡場所 別紙「個別仕様書」のとおり

3 引渡期限 令和6年1月19日（金）

車両は、契約金額の納入が終了した後に引渡します。具体的な引渡日時は、土・日・祝日を除く日の午前9時から12時又は午後1時から4時までの間で、買受者と横須賀市で調整の上決定します。

4 契約金額等の支払

本市の発行する納入通知書により契約金額を令和6年1月12日（金）までにお支払いください。なお、納入通知書領収書の写しを令和6年1月12日（金）までに本市担当者へ提出してください。

5 引渡事項

(1) 車両は現状有姿での引渡しとなります。車両の状態については、必ず現車下見会の際にご確認ください。入札後の異議不服申し立ては一切認めません。

(2) 横須賀市は売却車両について契約不適合責任を負いません。また、引渡し後に売却車両が契約の目的に適合しないものであることを発見しても横須賀市は一切の責任を負いません。

(3) 一度引渡しした車両はいかなる理由があっても返品・交換はできません。

(4) 車両には、経年や使用による汚れ、傷、へこみ、色あせ、錆等があります。

(5) 引渡し後の車両の運搬は買受者が手配するものとし、運搬費等必要とされる費用は買受者の負担とします。

(6) 引渡し後の車両の保管は、買受者の責において行い、路上等に放置しないでください。また、本市が求めた場合、保管場所の所在地、所有者、管理者等を明らかにする書面を提出してください。

(7) 車両の文字（「横須賀市」、車両番号のアルファベット）は、車両引渡し後20日以内に買受者が塗りつぶし等により削除してください。文字がシールで貼付されている車両において、シールを剥がした後に文字が識別できる跡が残った場合はその跡も塗りつぶし等により削除してください。

削除した証明として車両の前、左右、後方の写真を引渡し後20日以内に本市担当者に提出してください。

(8) 車両引渡し後に受領書を提出してください。

6 その他

この仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、別途協議を行うものとします。

7 担当者

総務部会計課審査係 東瀬（ひがせ） 電話 046（822）8446